

**令和元年台風第15号及び第19号により被災した世帯の皆様に対する  
生活福祉資金（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）貸付に関する  
お知らせ**

災害救助法適用となった市区町村並びに当該都県の知事が、被災したため特例措置が必要な地域と認めた市区町村内から、福岡県内に避難されてきた被災世帯の皆様に対し、福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕の運用が示されました。

- ◆災害救助法適用となった該当市区町村に関しては、内閣府HP（下記URL参照）で確認ください。受付窓口は市町村社会福祉協議会となります。

**[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)**

- ◆その他の被災県で特例措置が認められた市区町村については、下記のとおりです。

- 茨城県  
竜ヶ崎市、取手市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、行方市、小美玉市  
東海村、美浦村、阿見町、河内町、五霞町、利根町
- 千葉県  
市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市  
我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井町、夷隅郡御宿町
- 東京都  
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区  
目黒区、渋谷区、中野区、杉並区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区  
武蔵野区、三鷹市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市  
東久留米市、西東京市、島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村  
島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島町  
島しょ小笠原村
- 神奈川県  
横浜市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、大和市、綾瀬市  
葉山町、大磯町、二宮町、中井町、開成町、真鶴町

## 1 貸付運用の対象者について

- (1) 令和元年度台風第15号及び第19号により災害救助法の適用となった市区町村並びに当該都県の知事が、被災したため 特例措置が必要な地域と認めた市区町村内に住所を有し、被災により臨時的な資金を必要とする、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯。
- (2) 上記(1)の要件を有する被災者が他の市町村に避難している場合は、避難先住所地の市町村社会福祉協議会で受付けを行うこと。
- (3) 上記(1)、(2)と同様に、福岡県内に避難してきた者のうち、今後、福岡県内に1か月以上居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者。

## 2 貸付金額について

- (1) 住宅補修費 250万円以内  
対象経費：災害を受けたことによる住宅の補修等に必要な経費
- (2) 災害援護費 150万円以内  
対象経費：災害を受けたことにより臨時に必要となる経費  
(避難先での家具什器費等に必要な経費など)

## 3 貸付方法について

- (1) 貸付利子 年1.5パーセント  
連帯保証人がいる場合は、無利子
- (2) 据置期間 貸付の日から2年以内
- (3) 償還期限 据置期間経過後20年以内

## 4 申込みに際して必要な書類等

通常福祉資金借入申込みと同様です。被災したことが原因で必要な書類等が揃わない場合等は、事前に本会へ相談願います。

## 5 実施主体

福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金部 生活福祉資金課  
TEL 092-584-3641

## 6 問い合わせ先・申込み先

お住まい又は避難先の市町村社会福祉協議会

[県内市町村社会福祉協議会 窓口一覧](#)